

官報

号外

平成八年五月八日

○第三百三十六回 参議院會議録第十四号

平成八年五月八日(水曜日)

午後零時三十分開議

○議事日程 第二十八号

平成八年五月八日

正午開議

- 第一 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 社会保障研究所の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木貞敏君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(鈴木貞敏君登壇、拍手)

○鈴木貞敏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術の高度化を推進するため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該技術に関する基礎的試験研究の業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、研究課題の選定基準、研究の進行過程における管理体制、研究成果の情報開示等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、三項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 給員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長足立良平君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(足立良平君登壇、拍手)

○足立良平君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、近年の経済社会情勢の変化等に対応し、労働者派遣契約の解除及び適切

な苦情処理に係る措置を充実するなど、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るとともに、育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業については、その対象業務を原則として限定しない特例措置などを講じようとするものであります。

委員会におきましては、派遣事業の役割と今後の展望、派遣対象業務の原則自由化の是非、育児・介護休業の代替要員対策として派遣事業の特例を認めた理由とその運用のあり方、違法派遣や派遣労働者の権利侵害の実態、派遣労働者からの苦情処理の現状と対応、派遣料金と派遣労働者の賃金との関係、派遣先における就業条件の確保等について質疑が行われましたが、参考人から意見を聴取し、また、派遣元事業所において実情を調査するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、定年退職者等に対して臨時的、短期的な就業の機会の提供を行っているシルバー人材センターが高齢者の進展とともに重要性を増しているため、シルバー人材センターを会員とするシルバー人材センター連合を公益法

人として都道府県ごとに設立する制度を新設することにより、事業の実施地域の拡大を図るなど、その拡充強化を行おうとするものであります。

委員会におきましては、高年齢者の就業におけるシルバー人材センターの役割、会員の就業ニーズへの対応、会員の安全確保と補償の充実、事業運営の自主性確保、発注者の苦情への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 社会保障研究所の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長今井澄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔今井澄君登壇、拍手〕

○今井澄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、社会保障研究所を解散しようとするものであります。

なお、本研究所の機能は、厚生省の試験研究機関の再構築に伴い新設される国立社会保障・人口問題研究所に引き継がれることとなっております。

委員会におきましては、新設研究所の研究体制、運営方法、情報提供等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より本案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
荒木 清寛君 都築 謙君
小川 勝也君 山崎 力君
中尾 則幸君 高橋 令則君
市川 一朗君 小林 元君
高野 博師君 岩瀬 良三君
田 英夫君 魚住裕一郎君
長谷川道郎君 西川 玲子君
和田 洋子君 小山 峰男君
平田 健二君 菅川 健二君
阿曾田 清君 大森 礼子君
畑 恵君 戸田 邦司君
渡辺 孝男君 今泉 昭君
水島 裕君 加藤 修一君
益田 洋介君 石田 美栄君
武田 節子君 泉 信也君
釘宮 馨君 北澤 俊美君

山下 栄一君 牛嶋 正君
統 訓弘君 浜四津敏子君
木庭健太郎君 寺崎 昭久君
白浜 一良君 勝木 健司君
星野 朋市君 田村 秀昭君
足立 良平君 寺澤 芳男君
広中和歌子君 林 寛子君
及川 順郎君 片上 公人君
平井 卓志君 石井 一二君
末広真樹子君 水野 誠一君
大野つや子君 三浦 一水君
山本 一太君 椎名 素夫君
奥村 展三君 堂本 勝子君
松村 龍二君 保坂 三蔵君
鈴木 正孝君 山本 保君
常田 享祥君 景山俊太郎君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
林 久美子君 友部 達夫君
福本 潤一君 海野 義孝君
海老原義彦君 岩井 國臣君
阿部 正俊君 塩崎 恭久君
山崎 順子君 横尾 和伸君
平野 貞夫君 直嶋 正行君
二木 秀夫君 陣内 孝雄君
鴻池 祥肇君 石渡 清元君
猪熊 重二君 風間 相君
長谷川 清君 宮崎 秀樹君
永田 良雄君 鈴木 貞敏君
志村 哲良君 大久保直彦君
吉田 之久君 鶴岡 洋君
永野 茂門君 世耕 政隆君
林田悠紀夫君 坪井 一字君

平成八年五月八日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

佐藤 泰三君	鈴木 栄治君
野間 起君	松谷蒼一郎君
平田 耕一君	林 芳正君
馳 浩君	長峯 基君
中原 爽君	橋本 聖子君
太田 豊秋君	笠原 潤一君
上野 公成君	岡 利定君
清手 顯正君	吉村剛太郎君
河本 三郎君	尾辻 秀久君
鹿熊 安正君	西田 吉宏君
真島 一男君	清水 達雄君
佐藤 静雄君	狩野 安君
斎藤 文夫君	久世 公義君
木宮 和彦君	松浦 孝治君
石川 弘君	野村 五男君
野沢 太三君	関根 則之君
石井 道子君	吉川 芳男君
岡野 裕君	下稲葉耕吉君
上杉 光弘君	中曾根弘文君
真鍋 賢二君	山東 昭子君
井上 裕君	坂野 重信君
松浦 功君	村上 正邦君
遠藤 要君	井上 吉大君
佐々木 満君	岩崎 純三君
大木 浩君	山崎 正昭君
依田 智治君	岩永 浩美君
日下部徳代子君	中島 眞人君
谷川 秀善君	武見 敬三君
照屋 寛徳君	齋藤 勲君
龜谷 博昭君	北岡 秀二君
小山 孝雄君	鈴木 政二君
朝日 俊弘君	前川 忠夫君

矢野 哲朗君	服部三男雄君
楠崎 泰昌君	南野知恵子君
河本 英典君	加藤 紀文君
今井 澄君	大脇 雅子君
片山虎之助君	鎌田 要人君
須藤良太郎君	清水嘉与子君
成瀬 守重君	大島 慶久君
大淵 絹子君	淵上 貞雄君
杵掛 哲男君	浦田 勝君
青木 幹雄君	小野 清子君
守住 有信君	竹山 裕君
山本 正和君	梶原 敬義君
前田 勲男君	井上 孝君
板垣 正君	大河原太一郎君
岡部 三郎君	倉田 寛之君
田沢 智治君	宮澤 弘君
菅野 久光君	栗原 君子君
田村 公平君	国井 正幸君
西川 潔君	山下 芳生君
矢田部 理君	山口 哲夫君
江本 孟紀君	小島 慶三君
島袋 宗康君	笠井 亮君
伊藤 基隆君	萱野 茂君
峰崎 直樹君	笹野 貞子君
阿部 幸代君	薬科 満治君
谷本 巍君	菅野 壽君
竹村 泰子君	本岡 昭次君
佐藤 道夫君	筆坂 秀世君
須藤美也子君	千葉 景子君
一井 淳治君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	武田邦太郎君

西山登紀子君	緒方 靖夫君
吉川 春子君	角田 義一君
上山 和人君	川橋 幸子君
三重野栄子君	松前 達郎君
有働 正治君	橋本 敦君
吉岡 吉典君	村沢 牧君
青木 薪次君	赤桐 操君
鈴木 和美君	久保 巨君
瀬谷 英行君	立木 洋君
上田耕一郎君	

國務大臣
厚生 大臣 菅 直人君
農林水産大臣 大原 一三君
労働 大臣 永井 孝信君

議長の報告事項
去る四月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
依田 智治君	坪井 一字君
齋藤 勲君	竹村 泰子君
地方行政委員	補欠
倉田 寛之君	谷川 秀善君
山本 一太君	佐藤 静雄君
田浦 直君	小川 勝也君
畑 恵君	岩瀬 良三君
法務委員	補欠
中原 爽君	松谷蒼一郎君

外務委員	補欠
岩瀬 良三君	畑 恵君
大蔵委員	補欠
伊藤 基隆君	峰崎 直樹君
文教委員	補欠
上山 和人君	菅野 久光君
厚生委員	補欠
小川 勝也君	田浦 直君
竹村 泰子君	齋藤 勲君
農林水産委員	補欠
佐藤 静雄君	山本 一太君
菅野 久光君	上山 和人君
商工委員	補欠
山下 芳生君	筆坂 秀世君
運輸委員	補欠
岡 利定君	岡部 三郎君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
通信委員	補欠
岡部 三郎君	岡 利定君
峰崎 直樹君	伊藤 基隆君
労働委員	補欠
坪井 一字君	依田 智治君
松谷蒼一郎君	中原 爽君

建設委員

辞任

谷川 秀善君

補欠

倉田 寛之君

予算委員

辞任

龜谷 博昭君

補欠

武見 敬三君

和田 洋子君

小山 峰男君

渡辺 孝男君

横尾 和伸君

筆坂 秀世君

笠井 亮君

決算委員

辞任

山下 栄一君

補欠

風間 昶君

照屋 寛徳君

菅野 茂君

笠井 亮君

筆坂 秀世君

議院運営委員

辞任

吉村剛太郎君

補欠

金田 勝年君

風間 昶君

山下 栄一君

菅野 茂君

照屋 寛徳君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

佐藤 泰三君

補欠

北岡 秀二君

加藤 修一君

足立 良平君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

戸田 邦司君

補欠

木暮 山人君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 猪熊 重二君 (猪熊重二君の補欠)

国民生活・経済に関する調査会

理事 藤澤 弘君 (藤澤弘君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

商標法条約の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案

外務公務員法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業労働力の確保の促進に関する法律案

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山口哲夫君提出日米安保の再定義と沖縄米軍基地に関する質問に対する答弁書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律

外務公務員法の一部を改正する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律

林業労働力の確保の促進に関する法律

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律

航空法の一部を改正する法律

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

去る四月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

坪井 一三君

補欠

依田 智治君

竹村 泰子君

齋藤 勲君

地方行政委員

辞任

佐藤 静雄君

補欠

山本 一太君

小川 勝也君

阿曾田 清君

法務委員

辞任

松谷蒼一郎君

補欠

中原 爽君

文教委員

辞任

曾野 久光君

補欠

村沢 牧君

厚生委員

辞任

木暮 山人君

補欠

北澤 俊美君

農林水産委員

辞任

浦田 勝君

補欠

林 芳正君

三浦 一水君

山本 一太君

阿曾田 清君

北澤 俊美君

村沢 牧君

牧君

菅野 久光君

木暮 山人君

菅野 久光君

久光君

久光君

久光君

久光君

久光君

久光君

久光君

伊藤 基隆君

平成八年五月八日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

笠井 亮君 上田耕一郎君 山田 俊昭君 佐藤 道夫君	決算委員 山田 俊昭君	辞任 海老原義彦君 石井 道子君 吉川 芳男君 阿部 正俊君 風間 和君 山下 栄一君 伊藤 基隆君 前川 忠夫君 菅野 茂君 照屋 寛徳君	辞任 金田 勝年君 板垣 正君 山下 栄一君 風間 和君 照屋 寛徳君 菅野 茂君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 環境特別委員 辞任 北岡 秀二君 補欠 佐藤 泰三君	同日委員長から次の報告書が提出された。 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)審査報告書 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二八六号)審査報告書 社会保険研究所の解散に関する法律案(閣法第四四号)審査報告書	去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 辞任 阿曾田 清君 補欠 小川 勝也君	文教委員 辞任 村沢 牧君 補欠 上山 和人君	厚生委員 辞任 北澤 俊美君 補欠 木暮 山人君	農林水産委員 辞任 坪井 一宇君 補欠 三浦 一水君 林 芳正君 浦田 勝君 小川 勝也君 阿曾田 清君 木暮 山人君 北澤 俊美君 上山 和人君 村沢 牧君	商工委員 辞任 浦田 勝君 補欠 林 芳正君 筆坂 秀世君 山下 芳生君	運輸委員 辞任 山下 芳生君 補欠 筆坂 秀世君	労働委員 辞任 三浦 一水君 補欠 坪井 一宇君	予算委員 辞任 海老原義彦君 補欠 石井 道子君 金田 勝年君 尾辻 秀久君 吉川 芳男君 阿部 正俊君 鈴木 正孝君 戸田 邦司君 直嶋 正行君 広中和歌子君 伊藤 基隆君 前川 忠夫君	決算委員 辞任 阿部 正俊君 補欠 吉川 芳男君 石井 道子君 海老原義彦君 尾辻 秀久君 板垣 正君 前川 忠夫君 伊藤 基隆君 筆坂 秀世君 上田耕一郎君	議院運営委員 辞任 板垣 正君 補欠 金田 勝年君	同日議長は、モンゴル国東北部地域を中心として発生した草原及び森林火災による被害に対し、ナツアグイーン・バガバンディ同国家大会議長宛に見舞電報を発送した。 同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	異動前の氏名 官職名 異動年月日 官職名 氏名 官職名 年月日 経済企画庁調査局 澤田五十六 (退職) 平八・五・一	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することを確認した。 経済企画庁調査局長 中名生 隆君 同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁調査局長中名生隆君(同日議長承認)を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務委員 辞任 一井 淳治君 補欠 菅野 久光君	農林水産委員 辞任 菅野 久光君 補欠 一井 淳治君	予算委員 辞任 尾辻 秀久君 補欠 佐藤 静雄君 戸田 邦司君 鈴木 正孝君 広中和歌子君 直嶋 正行君 佐藤 道夫君 西川 潔君	決算委員 辞任 板垣 正君 補欠 尾辻 秀久君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 環境特別委員 辞任 畑 恵君 補欠 加藤 修一君	昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 辞任 菅野 久光君 補欠 一井 淳治君	農林水産委員 辞任 一井 淳治君 補欠 菅野 久光君	予算委員 辞任 佐藤 静雄君 補欠 板垣 正君 小島 慶三君 本岡 昭次君
---------------------------------------	------------------------	---	--	--	--	--	------------------------------------	-------------------------------------	--	---	-------------------------------------	-------------------------------------	---	--	--------------------------------------	---	---	---	---	-------------------------------------	---------------------------------------	--	------------------------------------	--	--	---------------------------------------	--

西川 潔君 佐藤 道夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任 加藤 修一君 補欠 畑 恵君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 齋藤 勤君 (齋藤勤君の補欠)

通信委員会

理事 松前 達郎君 (松前達郎君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を労働委員会に付託した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済協力局長中島君の第百三十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することを受領した。

外務省経済協力局長事務代理 中島 明君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済協力局長事務代理中島明君(同日議長承認)を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月三十日

農林水産委員長 鈴木 貞敏
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術の高度化を推進するため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該技術に関する基礎的試験研究の業務を追加する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算に十九億八千二百万円が計上されている。

附帯決議

我が国の農林水産業をめぐる情勢は、国際競争の激化、労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがある。一方、地球規模においても、食料、環境等の諸問題への対応が急がれている。このため、農林水産業等の生物系特定産業分野における研究開発の促進が重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、遺伝子レベルのバイオテクノロジーの多くについて我が国

が欧米よりも立ち遅れている現状を踏まえ、引き続きその安全性の確保に留意しつつ、今後とも生物系特定産業分野における研究開発の強化に努めるとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、研究課題の選定に当たっては、制度の目的を踏まえ、長期的視点に立つて弾力的に行うこと。

二、基礎的試験研究の推進に当たっては、柔軟で独創的な発想を生かすことが重要であることから、ポストドクター等の若い研究者を積極的に活用すること。

三、基礎的試験研究の成果については、農林漁業者及び消費者の利益増進並びに国民生活の向上に役立てることを旨として、積極的かつ迅速に応用・開発研究につなげていくこと。

右決議する。

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月十一日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十年法律第八十二号)の一部を次のように改正す

る。

目次中「第二十九条・第三十条」を「第二十九条第三十条」に改める。

第一条第一項中「業務」の下に「及び生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究の業務」を加える。

第五条第二項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十九条第一項第一号から第七号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)及び民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に係る同項第十一号に掲げる業務(以下「民間研究促進業務」という。)

二 第二十九条第一項第八号及び第九号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)並びに生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究に係る同項第十一号に掲げる業務(以下「基礎的研究業務」という。)

三 第二十九条第二項に規定する業務(以下「農業機械化促進業務」という。)

第五条第四項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務又は農業機械化促進業務」に改める。

第七条第一項中「第二十九条第二項に規定する業務」を「基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改める。

第十一条第三項中「第二十九条第一項に規定する業務及び同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進

業務に改める。

第十三条第一項第三号中「に関する試験研究の促進を」の高度化に改める。

第二十九條第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第二十九條第三項中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(業務の委託)

第二十九條の二 機構は、主務大臣の認可を受け定める基準に従つて、前条第一項第八号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第三十一條中「次の各号に掲げる業務を」民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務に改め、各号を削る。

第三十四條に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第四十四條第二項中「民間研究促進業務に係る出資の下に」、基礎的研究業務に係る出資を加える。

第四十五條第一項中「民間研究促進業務に係る各出資者に対し」の下に、「基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する額を基礎的研究業務に係る各出資者に対し」を加え、同条第二項中規定

により「の下に」基礎的研究業務又は「を加える。

第四十八條第三項及び第四項並びに第四十七條第一項第二号から第五号までの規定中「民間研究促進業務」の下に又は基礎的研究業務を加える。

第四十八條及び第四十九條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十條中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の生物系特定産業技術研究推進機構法第三十四條第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第二十九條第二項に規定する業務」を、及び農業機械化促進業務に、「第二十

九條第二項に規定する業務及び」を、「農業機械化促進業務及び」に、「同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは「を」同条第二項中「又は農業機械化促進業務」とあるのは、「に」に改める。

審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年四月三十日

労働委員長 足立 良平

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、近年の経済社会情勢の変化等に対応し、労働力需給の適正な調整を促進するとともに派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、派遣労働者の適正な就業条件の確保等を図るための措置及び育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業の特例措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

経済社会情勢の変化の中で、労働者派遣事業が適正に運営され、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進が十分に図られるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、対象業務の見直しに当たっては、我が国の雇用慣行との調和に十分留意し、常用雇用労働者

の代替を促すこととならないよう、また、専門性等を確保した業務内容となるよう十分に配慮し、中央職業安定審議会の意見を尊重して、個々の対象業務の内容及びその範囲を具体的に定めること。

二、病院における介護労働への派遣制度の適用に当たっては、医療福祉事業の専門性やチームワークの要請を踏まえ、看護管理の下に置くなど適切な配置が行われるよう指導すること。

三、育児休業等に関する特例の運用に当たっては、休業取得者の代替要員の派遣に限られることを確保するとともに、休業取得者が原則として原職又は原職相当職に復帰することについて配慮されるよう指導すること。

四、派遣先における実際の就業条件が、派遣元事業主が示した就業条件と相違することのないよう、適切な措置を講ずること。

五、派遣元事業主及び派遣先に対し、労働者派遣契約に、労働者派遣契約の中途解除に当たって講ずる損害賠償に関する措置等派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置が適切に記載されるよう指導すること。

六、派遣労働者の苦情処理について専門的な相談援助を行う団体の取組を促進するとともに、行政機関による苦情相談機能の充実を図るため、関係行政機関の適切な連携を図ること。

七、改正後の労働者派遣法を踏まえ、派遣先に対する指導を徹底するとともに、派遣と請負の区分について具体的な基準を作成し、請負等を偽装した違法な労働者派遣事業の解消に向けてより一層の指導・監督を行うこと。

八、労働者派遣事業の適正な運営を確保するた

め、派遣元事業主及び派遣先の自主的な努力の促進、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用を図るとともに、行政体制の整備・充実を図ること。

九、派遣労働者に係る社会保険・労働保険の適用促進に向けて、派遣元事業主等関係者への制度の周知徹底等適切な措置を講ずること。
右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成八年三月一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 久 保 亘

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十七条の二」に改

める。

第四条に次の一項を加える。

4 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を適用対象業務以外の業務に従事させてはならない。

第十条第四項中「三年」を「五年」に改める。

第十一条第一項ただし書中「もの」の下に「及び事業対象業務の種類の變更であつてその種類を減ずるもの」を加え、同条第三項中「變更」の下に「又は事業対象業務の種類の變更であつてその種類を減ずるもの」を加える。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、一般派遣元事業主で二以上の事業所を設けているものが、一の事業所に關して同項第一号又は第二号に掲げる事項の變更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の變更に關しては、この限りでない。

第十九条第一項ただし書中「もの」の下に「及び事業対象業務の種類の變更であつてその種類を減ずるもの」を加え、同条第二項中「輕微な變更」の下に「若しくは事業対象業務の種類の變更であつてその種類を減ずるもの」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定派遣元事業主で二以上の事業所を設けているものが、一の事業所に關して同項第一号又は第二号に掲げる事項の變更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の變更に關しては、この限りでない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)
第二十四条の二 適用対象業務について労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第二十六条第一項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に關する事項

八 労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に關する事項

第三十七条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に關する事項

第四十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に關する事項

第四章中第四十八条の前に次の一条を加える。

(指針)

第四十七条の二 労働大臣は、前章第一節から第三節までの規定により派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第四十九条の見出しを「(改善命令等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 労働大臣は、派遣先が第四条第四項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不適当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(公表等)

第四十九条の二 労働大臣は、第四条第四項又は第二十四条の二の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四十八条第四項又は第二十四条の二の規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該者に対し、第四条第四項又は第二十四条の二の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置又は当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第五十八条中「五万円以上百万円以下」を「二十万円以上三百万円以下」に改める。

第五十九条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第六十条及び第六十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四項	業務のうち、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、労働力の需要及び供給の迅速かつ的確な結合を図るためには、労働者派遣により派遣労働者に従事させることができるようになす必要があるものとして政令で定める業務（以下「適用対象業務」という。）
第三項及び第四項	適用対象業務
第二項、第三項、第四項、第五項及び第六項	
第一号	この法律
第六条第 一號	育児・介護休業派遣適用対象業務
第一条	育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児休業法」という。）、第四十条の規定による読替え後のこの法律（以下「読替え後のこの法律」という。）

第二條第三号の労働者派遣事業をいい、労働者派遣法第五條第一項（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十一條の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受け行われるもの及び労働者派遣法第十六條第一項（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する届出書を提出して行われるものを除く。）については、労働者派遣法第四條第二項、第五條第二項第四号及び第二十六條第二項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第七條第一項	事業対象業務	育児・介護休業派遣適用対象業務
第十條第五項第十一條第二項	第五條第二項	第五條第二項(第四号を除く。)
第十一條の見出し	事業対象業務の種類等	事業所の所在地
第十一條第一項	同条第二項各号	同条第二項各号(第四号を除く。)
第十一條第一項	所在地又は事業対象業務の種類	所在地
第十一條第一項	もの及び事業対象業務の種類の変更であつてその種類を減ずるもの	もの
第十一條第三項	変更又は事業対象業務の種類の変更であつてその種類を減ずるもの	変更
第十四條第一項第二号	この法律(第三章第四節の規定を除く。)	読替え後のこの法律(第三章第四節の規定を除く。第二十一條第二項、第四十八條、第五十條及び第五十一條において同じ。)、育児休業法第四十條の三
第十六條第一項	第五條第二項各号	第五條第二項各号(第四号を除く。)
第十九條第二項	変更若しくは事業対象業務の種類の変更であつてその種類を減ずるもの	変更
第二十一條第二項	この法律(第三章第四節の規定を除く。)	読替え後のこの法律、育児休業法第四十條の三
第二十五條	この法律	読替え後のこの法律及び育児休業法第四十條の三
第二十六條第三項	前二項	第一項
第三十七條第七号、第四十二條第六号	その他	育児休業法第四十條の三第一項各号に掲げる事項その他

第三十九 条	第二十六條第一項各号	第二十六條第一項各号及び育児休業法第四十條の第三第一項各号
第四十一 条第一号	この法律	読替え後のこの法律、育児休業法第四十條の三
第四十八 条第一項	この法律(前章第四節の規定を除く。第五十條及び第五十一條において同じ。)	読替え後のこの法律及び育児休業法第四十條の三の規定
第五十 条、第五 十一條第 一項	この法律	読替え後のこの法律及び育児休業法第四十條の三の規定
第五十五 条	この法律	読替え後のこの法律

第四十條の三 前条の場合において、派遣元事業主(労働者派遣法第二十三條第一項の派遣元事業主をいう。次項において同じ。及び派遣先(労働者派遣法第三十一條の派遣先をいう。次項において同じ。))は、労働者派遣契約(労働者派遣法第二十六條第一項の労働者派遣契約をいう。の締結に際し、労働者派遣法第二十六條第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。い。

一 労働者派遣(労働者派遣法第二十一條第一号の労働者派遣をいう。次項において同じ。))に係る育児休業又は介護休業をする労働者の氏名及び業務

二 前号の労働者の育児休業又は介護休業をする期間

2 前条の場合において、派遣元事業主は、派遣先に対し、前項第二号に掲げる期間(その

期間が一年を超えるときは、一年)を超える期間継続して同項第一号の労働者に係る労働者派遣を行つてはならない。

第四十五條第一項中「第四十條」を「第四十條の三」に改める。

第四十六條第一項中、「第四十條」を「から第四十條の三まで」に改める。

(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二條のうち、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第四十六條第一項の改正規定中、「第四十條」を「から第四十條の三まで」に、「第四十六條」を「から第四十六條の三まで」に改め、同法第四十五條第一項の改正規定中「第四十條」を「第四十條の三」に改め、同条を第四十六條の三とする。

第四十條を第四十六條とする。

第二條のうち、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九條第一項の改正規定中「この項の下に」、「第四十條の二及び第四十條の三」を、「いうの下に」以下この項、第四十條の二及び第四十條の三を加え、「含む」を含む。以下この項、第四十六條の二及び第四十六條の三」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八條の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(更新を受けた許可の有効期間に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「旧労働者派遣法」という。))第十條第二項の許可の有効期間の更新を受けた者に係る同項の更新を受けた許可の有効期間は、第一條の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「新労働者派遣法」という。))第十條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(事業対象業務の種類の変更の許可に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法第十一條第一項の許可の申請であつて、新労働者派遣法第十一條第一項ただし書に規定する事業対象業務の種類の變更であつてその種類を減ずるものに相当するものに係る許可の申請をしている者は、この法律の施行の日、新労働者派遣法第十一條第三項の規定による届出をした者とみなす。

(氏名等の変更の届出に関する経過措置)

第四条 新労働者派遣法第十二条第一項ただし書及び第十九条第二項ただし書の規定は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第五条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更であつてこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

(派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳に関する経過措置)

第五条 新労働者派遣法第三十七条第一項第六号及び第四十二条第一項第五号の規定は、この法律の施行後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣に係る派遣労働者から申出を受けた苦情について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三中「労働者派遣法第五条第一項の下に(育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下この条において「育児休業法」とい

う。第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を、「労働者派遣法第十六条第一項の下に(育児休業法第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を加え、同条の表第四条第三項、第五条第一項、第十六条第一項の項中「第四条第三項」の下に「及び第四項」を、「第十八条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加える。

第八条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の三中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下この条において「育児休業法」とい。第四十条の二)を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下この条において「育児・介護休業法」とい。第四十六号の二)に、「育児休業法第四十条の二」を「育児・介護休業法第四十六号の二」に改める。

(港湾労働法の一部改正)

第九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第四十八条第二項」を、「第四十八条第二項、第四十九条第二項及び第四十九条の二」に改める。

審査報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年五月七日

労働委員長 足立 良平
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保のための措置の充実を図るため、都道府県知事は、二以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人をシルバー人材センター連合として指定することができることとする等所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算(労働省所管)に百十六億九千八百万円が計上されている。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月十九日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 全国シルバー人材センター協会(第四十九条―第五十一条)」を「第二節 全国シルバー人材センター連合(第四十八条の二、第四十九―第五十一条)」に改める。

第四十六条中「法人」の下に「(次項及び第四十八条の二第一項において「高年齢者就業援助法人」といふ。))を加え、「次条第一項」を「次条」に改め、「含む」の下に「。第四十八条の二において同じ」を加え、「同項第一号」を「次条第一号」に、「同項」を「同条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第四十八条の二第一項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター連合」といふ。))に係る同項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」といふ。))については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

第四十六条に次の一項を加える。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター」といふ。))を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

第四十七条中「前条の指定を受けた者」以下「シ

ルバー人材センター」という。)を「シルバー人材センター」に、「当該指定を」前条第二項の指定に改め、「区域」の下に(以下「センターの指定区域」という。)を加える。

第四十八条中「第四十六條を」第四十六條第一項に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削る。

「第二節 全国シルバー人材センター協会を」第三節 全国シルバー人材センター事業協会に改める。

第四十九条中「シルバー人材センター」の下に「及びシルバー人材センター連合」を加える。

第五十条中「全国シルバー人材センター協会を」第五十条中「全国シルバー人材センター事業協会を」を「及びシルバー人材センター」に改め、同条第一号中の「業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第三号中の「業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第四号中の「業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第五号中の「健全な発展及び」を「及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに」に改める。

第五十一条中「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に、「第六章第二節を」第六章第三節に改める。

第六章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 シルバー人材センター連合

(指定等)

第四十八条の二 都道府県知事は、その会員に二

以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十七條に規定する業務に關し第四十六條第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的就業の機会等の状況その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域(以下「指定区域」といふ)に限り、次条において準用する第四十七條に規定する業務を行う者として指定することができ、ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

2 シルバー人材センターがシルバー人材センター連合の会員となつたときは、当該シルバー人材センター連合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該届出があつたときは、当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域と当該シルバー人材センターに係るセンターの指定区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とする。

3 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに

係る第四十六條第一項の指定は、その効力を失ふものとする。

4 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合の指定区域と第一項の労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができ、ただし、当該変更をするに当たつては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(準用)

第四十八條の三 第二十四條第二項から第四項まで、第三十七條、第四十二條、第四十三條、第四十四條の三第二項から第四項まで及び第四十七條の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十四條第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十八條の二第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域(当該変更があつたときは、当該変更後の地域)」と、第三十七條中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第二十五條」とあるのは「第四十八條の三」にお

いて準用する第四十七條と、第四十三條第一項中「第四十條」とあるのは「第四十八條の二第一項」と、同項第一号中「第四十一條」とあるのは「第四十八條の三において準用する第四十七條」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十八條の三」と、第四十四條の三第二項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四條の三第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十八條の三第二項」と、第四十七條中「前条第一項の指定に係る区域(以下「センターの指定区域」といふ。）」とあるのは「第四十八條の二第一項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域)」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年十月一日から施行する。

(労働省設置法の一部改正)

第二条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第四十一号の二及び第五條第五十号の二「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に改める。

審査報告書

社会保障研究所の解散に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月三十日

厚生委員長 今井 澄

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、社会保障研究所を解散しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案に要する経費(社会保障研究所の解散に伴う承継債務償還)として、平成八年度一般会計予算(厚生省所管)に二千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、国立社会保障・人口問題研究所(仮称)において公正中立な立場から調査研究が行われるよう、所長を学識経験者から広く選任することや研究活動全般の基本方針等に関し所長に助言する体制を整備すること等も含め、具体的な運営方法について適切な措置を講ずること。
二、同研究所の研究成果や情報等については、こ

れらを一般に広く公開するとともに、国民が利用できるシステムの開発に早急に取り組むこと。
右決議する。

社会保障研究所の解散に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成八年四月十九日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

社会保障研究所の解散に関する法律案

社会保障研究所の解散に関する法律

1 社会保障研究所(以下「研究所」という。)は、この法律の施行の時にいて解散するものと

し、その資産及び債務は、その時にいて国が承継し、一般会計に帰属する。

2 研究所の平成八年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書の作成については、厚生大臣が従前の例により行うものとする。

3 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年十二月一日から施行する。

(社会保障研究所法の廃止)

2 社会保障研究所法(昭和三十九年法律第五百五十六号)は、廃止する。

(社会保障研究所法の廃止に伴う経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中、「社会保障研究所」を削る。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表社会保障研究所の項を削る。

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表社会保障研究所の項を削る。

(消費税法の一部改正)

7 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表社会保障研究所の項を削る。

別表第三第一号の表社会保障研究所の項を削る。

日米安保の再定義と沖縄米軍基地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

出する。

平成八年四月十一日

山口 哲夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

日米安保の再定義と沖縄米軍基地に関する質問主意書

質問主意書

クリントン米大統領の来日が予定されており、日米首脳会談において冷戦後の日米安保の再定義が行われる見込みである。冷戦が終了したにもかかわらず、日米安保の軍事的役割の維持・強化がなされようとしている。そのため、本来大幅に縮小すべきはずの沖縄の米軍および米軍基地は、依然として沖縄の土地と県民の生活を圧迫している。

日米安保の軍事的役割の強化・拡大に反対し、沖縄の米軍基地の返還の推進を願う立場から以下の質問をする。

一、日米安保の再定義について

米国防次官補だったジョゼフ・ナイ氏は、冷戦後の日米安保のあり方として、既存の枠組みのみならず、アジア太平洋地域における日米協力、さらにはそれを越え、全地球的規模での協力関係の強化を提唱している。そして、在日米軍の役割も部隊編制の変更や日本の領域外での出動命令などの形で、日本および極東にとどまらず、事実上、遠くペルシャ湾、東アフリカにまで拡大されている。これは明らかに、従来の政府答弁で定義づけられた「極東」の範囲である「フィリピン以北、日本およびその周辺で韓

国、台湾を含む」とされている地域を大きく逸脱するものである。政府は、安保条約に基づいて駐留している在日米軍が、従来の「極東」の範囲を超える地域で作戦に使用されることについて、米側に異議を申し立てるべきであると考えられている。

二、普天間基地の返還について

二月の日米首脳会談では、橋本総理は普天間基地を例示して基地の整理縮小を要請し、クリントン大統領訪日時に成果を挙げることを確認しあっている。しかし、三月末に総理は大田知事との会談で、普天間基地については秋以降に先送りすると発言している。一か月ほどの間でこのように後退した理由は何か。また、沖縄県は返還後の普天間基地の跡地利用について、アクションプログラムを作成し、国際交流拠点として活用するという明確なヴィジョンを持っている。フィリピンの米軍基地が返還されて、その跡地利用が地域経済振興に大いに効果を挙げている例でも明らかなように、普天間基地が返還されれば、沖縄県の経済振興にも多大な効果があると考える。政府は普天間基地の返還をクリントン米大統領に強く求めるべきであると考えられている。

三、嘉手納基地および普天間基地の騒音防止について

三月二十八日の日米合同委員会において、嘉手納基地および普天間基地の騒音防止協定が締結された。それまでの野放し状態からは一定の前進と言えるが、厚木基地や横田基地に比

べ最低高度がさらに低く設定されるなど、いわゆる「本土並み」より後退した内容となっている。沖縄県民が騒音防止について厳しい基準を求めているにもかかわらず、なぜ厚木、横田並みにさえ設定できなかったのか。また、今後これを改善するため、米側と交渉する予定はないか。

四、軍転法の改正について

米軍基地に使用されていた土地が返還された場合、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」いわゆる軍転法第八条によれば、返還後三年間は賃料相当額を給付金として給付することとなっている。しかし、返還後三年間では土地の利用を確定することとは困難である。また、自治体では土地の開発計画を作成しているが、一部の返還ではそれを実施することは困難である。軍転法を改正して、補償期間を延長すべきであると考えられている。政府の基本的考え方および検討状況はどうか。

五、実弾射撃訓練について

現在、金武町で実施されている実弾射撃訓練においては、不発弾の処理が全く行われていない。また、緑の濃い山肌に対しても容赦なく実弾が撃ち込まれ、山肌は荒れ放題になっている。ハワイにおける米軍の実弾射撃訓練では、不発弾の処理を行ってからでなければ次の訓練は行っていないし、緑の多い山肌には撃ち込まずに麓のほうで実施している。政府は山肌への実弾射撃訓練の中止を申し入れ、不発弾の処理と破壊された山肌の緑化対策などは米

軍の責任において行うよう主張すべきだと考えるが、これに対する政府の基本的態度はどうか。右質問する。

平成八年四月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員山口哲夫君提出日米安保の再定義と沖縄米軍基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山口哲夫君提出日米安保の再定義と沖縄米軍基地に関する質問に対する答弁書

一について

我が国に駐留する米軍は、我が国を含む極東における国際の平和と安全の維持に寄与するとする任務を現に果たしているところであるが、米軍の運用上の都合による在日米軍の部隊の極東以外の地域への移動について、日米安保条約上何ら制約がないことは、政府が従来から国会等で明らかにしているとおりである。

二について

普天間飛行場については、本年四月十二日に橋本総理がモンデール駐日米大使と会談を行い、所要の措置が採られた後に全面返還することにつき既に合意が得られており、このことは四月十五日に日米安全保障協議委員会が発表した特別行動委員会の中間報告(以下「中間報告」という。)において確認されている。中間報告で

確認された内容は、「今後五、七年以内に、十分な代替施設が完成した後、普天間飛行場を返還する。施設の移設を通じて、同飛行場の極めて重要な軍事上の機能及び能力は維持される。このためには、沖縄県における他の米軍の施設及び区域におけるヘリポートの建設、嘉手納飛行場における追加的な施設の整備、KC-130航空機の岩国飛行場への移駐及び危機に際しての施設の緊急使用についての日米共同の研究が必要となる。」というものである。

三について

米軍の各飛行場において採られている航空機騒音規制措置は、駐留している米軍の運用規則や飛行場の特性を考慮し、それぞれの運用状況を踏まえたものとなっており、必ずしも一律なものではないが、共通する事項もあることから、できる限り横田及び厚木飛行場に係る合同委員会合意を参考に、更に沖縄県に特有の要素を加味して米側と協議を重ねた結果、項目やその表現において、これらの合意とほぼ同様の内容の合同委員会合意が得られたものである。

また、右合同委員会合意において、米側との間で航空機騒音に関する状況を改善すべく今後とも最大限の努力を行っていくことを確認したところであり、政府としては、引き続き真剣に対応してまいる所存である。

四について

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)第八条に基づく給付金については、平成八年度に初めて支給されるものであることから、まず、同

条の規定に基づき適正に執行していくことが大切であると考えている。

五について

金武町で実施されている実弾射撃訓練に伴う不発弾の処理については、昨年十一月、沖縄県による地位協定見直し要請の一項目となっていることは承知している。

本件不発弾処理に関しては、特別行動委員会の場合を通じ協議をしてきたものであるが、中間報告において述べているとおり、今後、不発弾処理の具体的なガイドライン及び公表の方法について、検討作業に着手することとしている。

また、県道104号線越え実弾射撃訓練に関しては、中間報告において、これを取りやめ、本土の複数の演習場に移転することについて改めて確認したところである。なお、本件に関しては、現在、合同委員会の下に設置された特別作業班で鋭意検討を行っているところである。

第十二号中正誤

ペシ 段 行 誤

三 四六七 アジア太平洋

三 三 元 決議

正
アジア太平洋地
域
議決

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第十四号を先に発送しました。)

発行所	
大蔵省印刷局	千一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
送料	本号一部
別	〇〇三円